

# PRESS RELEASE



名古屋証券取引所

NAGOYA  
STOCK EXCHANGE

名古屋市中区栄 3-8-20 〒460-0008  
Tel 052-262-3171 www.nse.or.jp

2020年9月30日

各 位

## 9月社長記者会見

1. 債務超過に関する上場廃止基準等の見直しについて  
＜資料1 参照＞
2. 第11回名証株式投資コンテストの開催について  
＜資料2 参照＞

以 上

## 債務超過に関する上場廃止基準等の見直しについて

2020年 9 月 30 日

株式会社名古屋証券取引所

## I. 趣 旨

当取引所では、新型コロナウイルス感染症の拡大が上場会社の事業活動や業績に多大な影響を及ぼしている状況に鑑み、財務状況に不安を抱える上場会社の資本政策・経営戦略の柔軟性を高める観点から、債務超過に係る上場廃止基準の見直しを行います。また、上場会社の事務負担の軽減を図ることを目的として、上場会社がコーポレートアクション等を行う場合の提出書類を見直す等の対応を行うこととします。

## II. 概 要

項 目	内 容	備 考
1. 債務超過に関する上場廃止基準等の見直し		
(1) 改善に向けた計画の開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>上場会社が事業年度の末日に債務超過の状態となった場合は、その改善に向けた計画を当該事業年度の末日から起算して3ヶ月以内に開示するものとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※債務超過の状態となった上場会社に対して、早期の改善を促す趣旨です。</li> <li>・計画に変更が生じた場合には、速やかに変更後の計画を開示するものとします。</li> <li>・計画の進捗を1四半期会計年度に対して、1回以上開示することを要するものとします。</li> </ul>
(2) 上場廃止基準等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>上場会社が債務超過に関する上場廃止基準及び指定替え基準に抵触した場合であっても、以下のいずれかに該当するときは、上場廃止及び指定替えを行わないものとします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 時価総額が1,000億円以上の場合（前(1)の計画を適切に開示しているものに限る。）</li> <li>② 法的整理、私的整理、地域経済活性化支援機構の再生支援により債務超過でなくなることを計画している場合</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※債務超過の状態であっても、相応の市場評価を得ている場合や、法的整理・私的整理の場合など関係者の強い合意の下で、計画的かつ確実に債務超過の解消を図ろうとしている場合については、上場会社における資本政策・経営戦略の柔軟性を高める観点から、改善期間の制限を設けないこととする趣旨です。</li> <li>・①の時価総額については、事業年度の末日以前3か月間の平均値を用いることとします。</li> <li>・②については、上場廃止基準においては猶予期間の最終日、指定替え基準においては債務</li> </ul>

項目	内容	備考
(3) 監理銘柄指定の取扱いの見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場会社が債務超過に関する上場廃止基準に該当するおそれがあると当取引所が認める場合は、監理銘柄（確認中）に指定できるものとします。</li> </ul>	<p>超過の状態となった事業年度の末日から起算して3か月以内に、法的整理、私的整理、地域経済活性化支援機構の再生支援に基づく再建計画を公表している会社を対象とします。</p> <p>※上場廃止のおそれについて、当取引所から投資者に対して適切に注意喚起を行う趣旨です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行規則では、上場会社が債務超過に関する上場廃止基準に該当する状態にある旨の発表を行った際に、監理銘柄（確認中）に指定することとしています。</li> <li>・ 例えば、上場会社が猶予期間中の債務超過の解消が困難である見込みを開示した場合には当該開示の日から、猶予期間の最終日まで債務超過の解消が確実に解消となった旨を開示していない場合には当該最終日の翌日から、それぞれ監理銘柄（確認中）に指定して周知を行います。</li> </ul>
<p>2. その他</p> <p>(1) コーポレートアクション等を行う場合の提出書類の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場会社が、公募増資、第三者割当増資等により新株式を発行する場合における有価証券上場申請書をはじめ、上場会社が行うコーポレートアクション等に伴って提出を求めていた書類の一部について、原則としてその提出を不要とします。</li> </ul>	<p>※これまでは、上場株券と同一の種類の株券について上場会社が追加発行を行う際に、その都度、追加上場のための申請を行うことを原則としておりましたが、株券不発行制度の定着などの環境変化と上場会社の事務負担に考慮して、発行の都度の申請手続きを不要とするほか、全般的に提出書類の見直しを行うことで上場会社の負担軽減を図る趣旨です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有価証券上場申請書のほか、有価証券変更上場申請書、決算取締役会決議通知書、有価証</li> </ul>

項目	内容	備考
<p>(2) 新規上場時の申請書類に虚偽があった場合の上場廃止基準の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上場会社が、新規上場申請及び上場審査において提出した書類に虚偽の記載があり、本来なら上場審査基準に適合していなかったことが明らかになった場合には、1年以内に新規上場審査に準じた上場適格性の審査に適合しなければ、上場を廃止するものとします。</li> </ul>	<p>券届出効力発生通知書の写し、概要書等を対象とします。</p> <p>※これまでも「上場契約違反等」の一類型として、「宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合」を上場廃止事由として定め、これに該当しない場合でも、内部管理体制等の改善の必要性に応じて特設注意市場銘柄に指定するなどしてまいりましたが、虚偽の記載により新規上場した会社の上場適格性を速やかに再審査することで、取引所金融商品市場に対する投資者の信頼向上を図る趣旨です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>具体的には、直ちに上場廃止とすべき場合には該当しないものの、内部管理体制等に重大な不備が認められた場合や、経営成績等に関する形式基準を充足していなかったことが明らかになった場合について、審査を行うものとします。</li> <li>当該審査の対象となる場合には、特設注意市場銘柄への指定の対象としないこととします。</li> <li>一部指定及び市場変更に係る申請時に提出した書類に虚偽の記載があり、本来なら基準に適合していなかったことが明らかになった場合については、現行の上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第4条を適用します。</li> </ul>
<p>(3) 特設注意市場銘柄制度における審査事項の明確化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特設注意市場銘柄に指定された上場会社に係る「改善の見込み」の審査においては、「再発防止に向けた改善計画の進捗状況」を勘案することを明確化します。</li> </ul>	<p>※特設注意市場銘柄に指定されている上場会社に対して、再発防止に向けた改善計画及びその進捗の開示を要請する運用の定着を踏ま</p>

項 目	内 容	備 考
<p>(4) J-I R I S Sへの 情報登録の促進</p> <p>(5) E T Fに関する適時 開示の充実及び合理化</p> <p>a. 重要な乖離に関する 開示</p> <p>b. 円滑な流通及び公 正な価格形成の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業行動規範の望まれる事項において、上場内国会社は、内部 者取引等の未然防止に向けた体制整備のため、J-I R I S S （日本証券業協会が運営する内部者登録・照合システムをいい ます。）の利用に努める旨を規定します。</li> <li>・ E T Fに係る管理会社は、E T Fにおける一口あたりの純資産 額と市場価格又は連動対象である特定の指標との間に重要な 乖離又は乖離のおそれが生じた場合に、その内容の適時開示を 行うものとします。</li> <li>・ E T Fに係る管理会社は、E T Fの円滑な流通及び公正な価格 形成に資する情報の投資者への積極的かつ十分な提供に努め るものとします。</li> </ul>	<p>え、実務の透明性向上の観点から、上場廃止 に係る審査事項を明確化する趣旨です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 進捗状況の検討に際しては、「改善期間内に 実効的な改善が見込まれる合理的な計画の有 無」や「計画の進捗に未達成の内容がある場 合における未達成の原因」等を確認するもの とします。</li> <li>・ 例えば、改善計画の進捗に著しい遅れが生じ ている場合であって、改善計画について残り の改善期間内に実効的な改善が見込まれる合 理的な変更が行われていないときなどについ て、改善の見込みがないものとして取り扱う ことを想定しています。</li> </ul> <p>※投資者が的確にリスクを把握し、適切な投資 判断を行うことができるよう、適時かつ適切 な情報開示を求める趣旨です。</p> <p>※E T Fが保有する有価証券のポートフォリオ の内容や取引時間中における推定純資産価額 （インディカティブ NAV）について、積極的 な情報提供を促す趣旨です。</p>



2020年9月30日  
株式会社名古屋証券取引所

## 第11回名証株式投資コンテスト概要

### 1. 目的

名証に上場している「株式」と「ETF」を投資対象としたバーチャル取引形式のコンテストを今年もインターネット上で実施します。

当コンテストは、若年層の金融リテラシー向上及び金融経済教育の充実の一助となることにより重点を置く目的で、参加対象を学生に限定しています。参加する学生にとっては、株式投資に関する知識の向上のみならず、就職活動前に将来目指すべき企業を知るといったメリットがあります。

また、今年新たな企画として、開催期間中に、参加者向けのオンラインセミナーを開催します。講師には、投資の世界で活躍されている当コンテスト優勝経験者を迎え、参加者の更なる金融知識習得の機会を提供します。

### 2. 実施要領

項目	内 容
実施期間	2020年10月19日(月)～2020年12月7日(月)
参加要件	インターネットに接続できメールアドレスを保持している学生(※)
参加方法	専用ページからID・パスワードを登録。
競争方法	参加者は「個人戦」と「チーム戦」のどちらかを選択 「個人戦」は仮想元手資金300万円を幾らまで増やせたかを競う 「チーム戦」は元手資金に対する収益率のチーム平均で成績を競う。 期間中、直前の終値で毎日売買可能 株式とETFの全銘柄対象だが、単独上場銘柄を最低1回以上売買しなければならない。
オンライン セミナー	講師 ① 第9回個人戦優勝者 Zeppy 投資ちゃんねる KEN氏(國學院大學OB) ② 第9回チーム戦優勝 マネックス証券 吉松氏(広島大学OB)
結果発表	12月中旬に成績発表、表彰式を実施(予定)
賞 品	成績上位者にギフト券を進呈

※中学生以上の学生が参加可能です。

以 上

<参考1>最近5年間における投資コンテスト参加状況

	個人戦	チーム戦	備考
第6回(2015年)	1,187人	635人	36大学、2高等学校等、164チームが参加 (愛知・愛知学院・愛知工業・愛知淑徳・大阪経済・岐阜聖徳学園・九州・金城学院・熊本・慶応・神戸・滋賀・創価・大同・高崎商科・中央・中京・帝塚山・東京・東京理科・豊橋技術科学・長崎・名古屋・名古屋学院・名古屋経済・名古屋商科・名古屋市立・南山・一橋・福井工業・北海道・北海道情報・武蔵・明治・名城・酪農学園・近畿大学工業高専・名東高校)
第7回(2016年)	1,186人	444人	30大学、1高等学校、132チームが参加 (愛知・愛知学院・茨城・追手門学院・大阪経済・岐阜聖徳学園・京都産業・金城学院・慶応義塾・国際基督教・静岡県立・島根・専修・高崎商科・中部学院・中央・帝塚山・東京工科・同志社・名古屋・名古屋学院・名古屋市立・南山・日本・日本福祉・一橋・福島・北海道・明治・早稲田・四日市高校)
第8回(2017年)	1,341人	526人	26大学、1高等学校、136チームが参加 (愛知・愛知学院・愛知淑徳・追手門学院・関西学院・岐阜聖徳学園・京都産業・金城学院・近畿・専修・中央・帝塚山・東京富士・東京理科・東京工業・東海学園・同志社・豊橋技術科学・名古屋・名古屋学院・名古屋市立・南山・奈良高校・一橋・広島・武蔵・早稲田)
第9回(2018年)	898人※	540人	23大学、2大学院、2高等学校、154チームが参加 (愛知・愛知学院・宇都宮商業高校・大阪経済・岐阜聖徳学園・京都・京都産業・近畿・金城学院・慶応義塾・神戸・國學院・椋山女学園・大同・中央・帝塚山・東京工業大学大学院・豊橋技術科学・名古屋・名古屋大学大学院・名古屋学院・名古屋市立・南山・一橋・広島・緑丘高校・名城)
第10回(2019年)	805人	486人	25大学、1大学院、2高等学校、133チームが参加 (愛知・愛知学院・東海商業高校・半田商業高校・大阪経済・カリフォルニア大学バークレー校・岐阜聖徳学園・九州大学大学院・京都産業・金城学院・神戸・國學院・椋山女学園・専修・帝塚山・東京経済・名古屋・名古屋市立・名古屋学院・名古屋商科・南山・一橋・名城・立命館・早稲田)

※ 第9回以降の個人戦の参加者数の減少は、従来、一般の投資家も参加可能としていたが、第9回より参加者を学生に限定したことによる。(なお、第8回の個人戦全参加者数のうち学生の参加者数は668名)

<参考2>最近5年間における学生対抗チーム戦順位

順位	2015年(第6回)	2016年(第7回)	2017年(第8回)	2018年(第9回)	2019年(第10回)
1	中央大学	追手門学院大学	岐阜聖徳学園大学	広島大学	國學院大學
2	長崎大学	中央大学	南山大学	國學院大學	國學院大學
3	豊橋技術科学大学	金城学院大学	一橋大学	國學院大學	金城学院大学
4	慶応義塾大学	帝塚山大学	一橋大学	東京工業大学大学院	一橋大学
5	愛知学院大学	岐阜聖徳学園大学	金城学院大学	金城学院大学	金城学院大学



<参考3> 昨年の表彰式の様子

